

稲城市特別養護老人ホーム特例入所指針

稲城市では、指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について(平成26年老高発1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)を受け、指定介護老人福祉施設(以下「施設」という。)へ要介護1又は2である稲城市介護保険被保険者の入所(以下「特例入所」という。)の取り扱いについて下記の通り定めます。

1 特例入所申込方法について

特例入所を希望する場合は、施設において、入所申込者から居宅において日常生活を営むことが困難なことについてのやむを得ない事由^{※1}に関し、入所申込書または特例入所申込書別紙(稲城市様式)等への記載内容及び入所希望者や家族等との面接等により確認します。

2 入所申込みの受付について

施設において、1により確認した入所申込者の状況から特例入所の対象に該当すると判断した場合は、入所申込みの受け付けをします。

3 稲城市への報告

施設が、特例入所の申込みを受け付けた場合は、特例入所対象者報告書(様式1)にて稲城市に情報提供をします。※月ごとにまとめて稲城市へ送付します。

4 特例入所を決定する際の手続きについて

入所の決定は、施設において、入所に関する検討のための委員会(以下「入所検討委員会」という。)を開催し、特例入所の対象となる者について要件該当の有無の検討を行った上で、要介護3以上の者と合わせて、要介護度、介護者の状況等を勘案し、入所順位の決定を行ないます。

5 稲城市への意見の求め

入所検討委員会は、特例入所の必要性を評価するに当たっては、必要に応じて、意見依頼書(様式2)にて稲城市に意見を求めることができます。

6 稲城市からの意見

稲城市は、施設から5の求めを受けた場合は、地域の居宅サービスや生活支援などの利用状況や担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容などを踏まえ、施設に対し、意見を述べるすることができます。

7 既存の入所申込者の扱い

平成27年3月31日までに要介護1又は2で入所申込みを行った者については、改めて特例入所の対象に該当するかどうかを施設において判断します。

確認の方法は、特例入所申込書別紙（稲城市様式）等への記載内容または入所希望者や家族等から現状を聴取します。

特例入所の対象に該当すると判断した場合は、3のとおり稲城市に情報提供し、該当しないと判断した場合は入所待機順位搭載名簿から削除します。

8 実施時期

この指針は、平成27年4月1日から適用する。

なお、7については、平成28年3月31日までに実施することとする。

※1 やむを得ない事由があることに関する考慮事項

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。